

自動車保管場所届出書(新規・変更)の記載例及び記載要領

神奈川県警察

各項目には、

完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を正確に記入して

※ 数字とローマ字をはっきり区別して書いてください。次の間違いがよく見受けられます。

ゼロ オ デー イ ア ニ セ ッ ト ハ ビー プ イ ー

[0とO又はD、 1とI、 2とZ、 8とB、 VとU]などに注意してください。

【新規・変更】該当する届出に○印をつけてください。

- ・新規：軽自動車の新車を購入する等、初めて届出をする場合
- ・変更：既に届出をしている軽自動車の保管場所を変更する場合、登録自動車の保管場所のみの変更をする場合

【自動車の区分】登録・軽

- いずれかに○印をつけてください。
- ・軽：軽自動車
- ・登録：軽自動車以外の登録自動車

別記様式第2号(第3条関係)

自動車保管場所届出書(新規・変更)			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
ホンダ	ET-80C	ET80C-101235	長さ 幅 高さ	33.5 14.2 11.0 センチメートル センチメートル センチメートル
自動車の使用の本拠の位置	横浜市中区海岸通2丁目4番			
自動車の保管場所の位置	横浜市中区海岸通1丁目28番 日本駐車場 NO. 5 (変更前)			
保管場所標章番号	990005460 (同一場所で届出をした車両がない場合は、記入する必要はありません。)			
上記の事項について届出をします。				
○○○ 警察署長 殿		〒(231-8403) 平成○○年○○月○○日		
提出先は、保管場所を管轄する警察署です		届出者住所 横浜市中区海岸通2丁目4番		
		電話番号 (045) 211 局 1212 番		
		氏名 神奈川太郎 印		

【自動車の大きさ】
センチメートル単位で、右に
詰めて記入してください。
(ミリ単位は切り捨てる)

【使用の本拠の位置】
〔個人の場合〕
実際に居住する場所の住所
を記入してください。
通常は住民票の住所と同じ
です。《通常、勤務先は、個人
の使用の本拠とはなりません》
〔法人の場合〕
実際に営業を行う事業所の
所在地を記入してください。
(本社、営業所等の所在地)
《通常、役員の実家や社員寮
等は使用の本拠とはなりません》

【保管場所の位置】
駐車場の所在地を住居表示
で記入してください。
※ 変更届出の場合は、()
内に変更前の位置を記入し
てください。

【保管場所標章番号】
届出者の住所と使用の本拠
の位置が同一で、さらに保管
場所が同一の代替車両がある
場合、その代替車両の標章番
号を記入することによって、
所在図の添付を省略するこ
とができます。

【届出者住所・氏名】
〔個人の場合〕
住民票又は印鑑登録証明書の
住所・氏名を記入してくだ
さい。氏名欄は、記名押印又
は署名のみでも可。
(印鑑は認印で結構です)
※ 氏名にはフリガナをつけ
てください。
〔法人の場合〕
登記簿又は印鑑登録証明書の
所在地・法人名を記入し、
法人の代表者名を併記し、社
印又は代表者印を押印してく
ださい。
〔印〕
1～2枚目は押印し、3枚
目は住所のみを記入してくだ
さい。

保管場所の所有者
自己単独所有 ○ その他 ○

自動車登録番号	横浜 580 〇 1234
車両番号	

連絡先	携帯電話 090-1111-1111
	神奈川花子 045-222-2222

【保管場所の所有者】
届出する保管場所の所有者に○印をつけてください。
自己単独所有・・・自認書を添付
その他・・・他人所有や共有の場合は、保管場所
使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約
書の写し等を添付

届出をする自動車にナンバー(登録番号・車両
番号)がある場合に記入してください。

【連絡先】
届出内容について日中間い合わせ可能な連
絡先として、携帯電話番号、届出者以外の氏
名、電話番号等を記入してください。

※ 届出手数料
(県収入証紙を貼付)
標章交付 500円

※ 注意事項

警察署窓口で配布されているのは「保管場所標章交付申請書(2枚)」と合わせて3枚の複写式になります。

- この書類は、3枚で1組となっていますので、太線枠内を黒色ボールペンで上から強く書いてください。(消すことのできるペンは使用不可)
- 届出書添付書面(次の書類をそれぞれ一通添付してください)。
 - ・所在図と配置図
 - ・保管場所使用権原疎明書面(自認書、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等)
 - ・軽自動車の届出で車両番号がある場合は、自動車検査証の写しを添付してください。
- 届出内容に不明な点がある場合には、別途、必要な書面の提出を求めることがあります。
- 届出することにより保管場所標章と保管場所標章番号通知書が交付されます。交付された通知書は、大切に保管してください。
- 軽自動車の届出については、届出制度適用地域にお住まいの方が、保管場所(車庫)の位置を管轄する警察署に提出することとなります。
適用地域～横浜市、川崎市、相模原市(津久井警察署管内は除く。)横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、座間市
- この書類を届出者本人以外の方が作成した場合は、行政書士法違反となる場合があります。

別記様式第2号(第3条関係)

受理
番号 第 号

自動車保管場所届出書(新規・変更)			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ	
			長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置	(変更前)			
※保管場所標章番号				
上記の事項について届出をします。 警察署長 殿				
〒 平成 年 月 日 届出者 住所 () 局 番 フリガナ 氏名 印				

- 備考
- 1 法第5条、第13条第3項及び附則第7項の規定による届出にあつては「新規」の文字を、法第7条第1項(法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定による届出(以下「変更届出」という。)にあつては「変更」の文字を○で囲むこと。
 - 2 自動車の区分の欄は、法第4条第1項の処分に係る自動車の届出にあつては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあつては「軽」の文字を○で囲むこと。
 - 3 変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。
 - 4 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。
 (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(届出が保有者であり、又は保有者であった自動車であつて届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
 (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき((1)に該当する場合を除く。)
 - 5 4(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前15日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
 - 6 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

自己単独所有・その他

自動車登録番号
車 両 番 号

連絡先